

物流事業者・荷主における物流TDMへの 取組状況と今後の方針

令和2年3月

国土交通省

農林水産省

経済産業省

1. 前回会議以降の取組

- 前回の交通輸送円滑化推進会議以降、幅広い業界団体に文書で協力を働きかけるとともに、主要な業界団体を訪問して周知・個別協議を実施。大手を中心とした事業者・業界団体との協議を通じ、荷主・物流事業者における具体的対策の検討を促進。
- 併せて、政府広報等のツールにより一般企業等へ物流TDMの周知を徹底。

前回の円滑化推進会議以降の取組

1. 業界団体等への周知・個別協議

- 昨年11月、国交省・経産省・農水省（以下、三省）が東京都・組織委員会と連携し、約1,100の荷主・物流事業者の業界団体に対し、TDMへの協力に関する文書を発出し、協力を働きかけ。
- 三省が東京都と連携し、43の主要な業界団体を訪問し、直接に協力を働きかけ。
- 三省が東京都と連携し、食品関係の業界団体に対し、説明会を実施した他、農水省が先行する食品関連企業の取組例共有、個別の業界団体別の説明会等の実施を通じ、具体的取組の計画策定を働きかけ。
- 国交省が大手物流事業者6社幹部との個別協議を実施し、具体的取組の計画策定を働きかけ。

2. 一般企業等への周知徹底

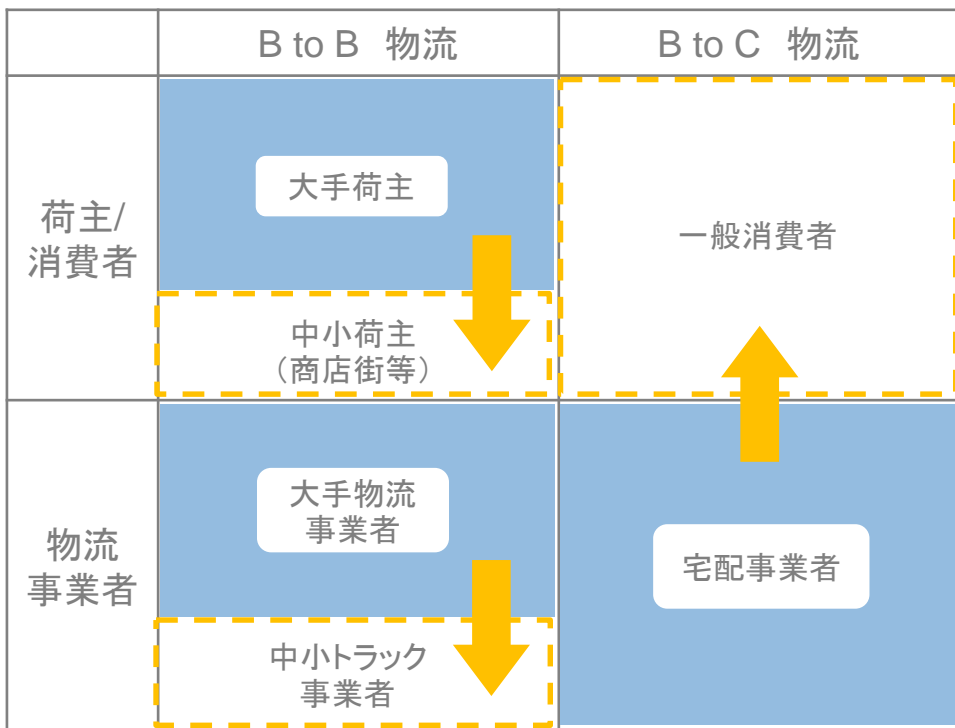
- 東京商工会議所の作成した2020交通対策ハンドマップを、三省内、その地方支分局等や、荷主・物流関係者が集まる会議などで配布。
- 政府広報を活用し、国交省が交通量削減の取組について荷主や物流事業者に対し、協力を働きかけ（3月中旬）。

2. 今後の取組方針

- 今後、大会までの間、中小企業や一般消費者への働きかけも強化し、交通量削減量の一層の積み上げを図る。
- 具体的には、三省において、中小トラック事業者への周知、都内商店街におけるPR活動や一般消費者への周知について、東京都、業界団体等と連携して取り組んでいく。

今後の働きかけの方向性

- これまでの主な働きかけ先
- 今後、重点化していく働きかけ先



今後更に実施していく取組

1. 中小トラック事業者・荷主への働きかけ
 - 国交省が全日本トラック協会と連携し、中小トラック事業者等が発・着荷主との調整に活用できるパンフレットを作成し、物流TDMへの理解と協力を求めるとともに、併せて、中小トラック事業者の対策の状況に係る調査を実施。
 - 三省と東京都等が連携して、2020物流TDM実行協議会における取組として、都内商店街におけるPR活動等を通じて中小企業への働きかけを展開。
2. 一般消費者向けの周知徹底
 - 政府広報等を活用し、国交省が宅配便の再配達削減や期間中の関係地域向けの発送の見直し等を呼び掛けるPRを展開。

3. 大会期間中の実施が検討されている主な取組の例

- 荷主企業は、日常的な配送の調整(納品時間・頻度の変更等)、在庫による対応(積み増し、納品時期の前倒し)などの実施を検討中。
- トラック事業者などの物流事業者は、荷主との連携による配送時間等の変更のほか、各社個別のオペレーション(幹線輸送の時間変更や配送拠点の一時移転等)などの実施を検討中。

トラック事業者などの物流事業者の取組例

- 搬出入、配送時間等の変更（荷主との連携）
- 時間指定緩和、リードタイム延長（荷主との連携）
- 地方間の幹線輸送について東京を經由しないルートへの変更
- 地方・東京間の幹線輸送の時間変更
- 幹線輸送の鉄道貨物への切り替え
- 重点地区にある配送拠点の一時移転
- 自宅外の荷物配送ポイントの増設

荷主企業の取組例

- (1) 食料工業品
 - 納品時間、頻度等の変更
 - 大口納品の計画的受注
 - 納品のリードタイムの延長、時間指定緩和
- (2) 日用品
 - 納品時間、頻度等の変更
 - 時間指定配送サービスの一時中止
 - 在庫積み増し
 - 渋滞の影響を受けない地域での保管
- (3) 窯業品
 - 混雑地域・時間帯等を避けた輸送
- (4) 農水産品
 - 共同輸送による運搬車両の削減
 - 自社便配送の抑制
 - 港湾以外の保管倉庫の活用
- (5) 出版・印刷物
 - 納品時間、頻度、ルートの変更
- (6) 金属工業品
 - 納品時間、頻度等の変更
- (7) 流通・EC事業者
 - 納品時間、頻度、ルートの変更
 - 在庫積み増し
 - 早朝・深夜帯配送の促進、物流拠点の変更